

令和5年5月2日

保護者様

佐倉市立南志津小学校
校長 水野 博文

令和5年5月8日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取り扱いについて(お知らせ)

このたび、新型コロナウイルス感染症の5類感染症の移行に伴い、令和5年4月28日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、5月8日以降の本県における対応策が決定しました。

佐倉市では、県の決定を受け、「『新しい生活様式』にもとづく学校生活の流れ」及び「学習の段階的制限」を廃止いたします。併せて「佐倉市における感染症対策の変更点についてまとめました。本校でも、その変更点を受けて、裏面の対応を取りますので、御理解御協力をお願いいたします。

佐倉市立南志津小学校における感染症対策の変更点(令和5年5月8日以降)

* 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常学校生活において行われていた対応を基本とする。

* 「新型コロナウイルス感染症 学校における感染症対策ガイドライン(令和5年4月1日版)」(県教育委員会作成)は廃止とする。

変更後	変更前
<p>1 給食の対応について(5月8日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限はありません。 ・教職員のパーテーションは取り除きます。 <p>2 発熱等の症状が見られた場合について(5月8日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への受診はお勧めしますが、医療機関での検査や自宅での検査キットによる検査結果を求めません。 <p>3 出席停止期間及び濃厚接触者待機期間について(5月8日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者…待機期間なし ・本人が陽性の場合(下図参照) 「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」 * インフルエンザ同様、療養期間確認を行う。[療養報告書は R5. 5. 8版を学校から配付するか HP ダウンロードをして準備する(準備中)] 	<p>1 給食、昼食等を含む飲食の場面について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黙食を希望する児童へは適切な配慮をする。 ・教職員はパーテーションを設置する。 <p>2 発熱等の症状が見られた場合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で検査または検査キットによる事故検査による陽性確認を行う。 <p>3 出席停止期間及び濃厚接触者待機期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の場合… 5 日間が基本 ・本人が陽性の場合… 7 日間(治癒するまで)

<出席停止期間>

水	木	金	土	日	月	火	水
1	2	3	4	5	6	7	⑧
● 発症	①	②	③	④	⑤	○	
	解熱し、かつ、 症状が軽快				①	○	
						○	
						①	○

①無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

②5月8日以降は、現在停止している「インフルエンザにおける療養報告書」についても再開します。

登校可能